秋の法人キャンペーン定期預金

（令和８年10月１日現在適用中）

１．商　品　名	秋の法人キャンペーン定期預金
２．販売期間	令和８年10月１日から令和８年11月30日まで 取扱期間終了前であっても、取扱を中止する場合があります。
３．販売対象	・法人組合員 ※　出資金1万円以上お持ちの方が対象となります
４．期　　間	・１年〔単利型〕 ・３年〔単利型〕 ・５年〔単利型〕 ・自動継続（元利金継続、元金継続）のみ取扱います
５．預　　入	
(1) 預入方法	・一括預入
(2) 預入金額	・一口座 100万円以上　預入限度額なし
(3) 預入単位	・１円単位
(4) 預入形態	・通帳式（定期預金通帳）、証書式
(5) 預入原資	・新規資金 ※　新規資金とは、2026年10月１日以降に新たに当組合にご入金されたご資金とし、定期預金の解約資金や普通預金等からの振替資金、取扱期間中に一旦当組合からご出金されたご資金等は新規資金の対象外となります
６．払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
７．利　　息	
(1) 適用利率	・預入期間１年もの固定利率　年1.50％ ・預入期間３年もの固定利率　年1.80％ ・預入期間５年もの固定利率　年2.00％ ・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期の店頭表示利率を適用します
(2) 計算方法	単利型 ・付利単位を１円とした１年を365日とする日割計算とします
(3) 利払方法	・預入期間１年ものは、満期日以後に一括して支払います ・預入期間３年もの・５年ものは、中間利払日（預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います ・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70％〔小数点第４位以下切捨て〕）により計算します
８．税　　金	・総合課税
９．手数料	――

<table>
<tr><td>10. 付加できる特約事項</td><td>――</td></tr>
<tr><td>11. 中途解約時の取扱い</td><td>・満期日前に解約する場合は、下表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います
なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します
<table>
<tr><td>中途解約日までの期間</td><td>期限前解約利率（小数点第4位以下切捨て）</td></tr>
<tr><td>６ヶ月未満</td><td>解約日における普通預金利率</td></tr>
<tr><td>６ヶ月以上１年未満</td><td>預入日における店頭表示の
自由金利型店頭金利(M型)「６ヶ月」利率×70%</td></tr>
<tr><td>１年以上２年未満</td><td>預入日における店頭表示の
自由金利型定期預金(M型)「１年」利率×70%</td></tr>
<tr><td>２年以上３年未満</td><td>預入日における店頭表示の
自由金利型定期預金(M型)「２年」利率×70%</td></tr>
<tr><td>３年以上４年未満</td><td>預入日における店頭表示の
自由金利型定期預金(M型)「３年」利率×70%</td></tr>
<tr><td>４年以上５年未満</td><td>預入日における店頭表示の
自由金利型定期預金(M型)「４年」利率×70%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>12. 金利情報の入手方法</td><td>・金利については当組合ＨＰまたは窓口でお問い合わせください</td></tr>
<tr><td>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</td><td>・苦情処理措置
ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記の窓口をご利用ください
【窓口：お取引先店舗または当組合お客様相談室】
【お客様相談室】
受 付 日 ： 月曜日～金曜日（祝日および金融機関休業日を除く）
受付時間 ： 午前９時～午後５時
電　　話 ： ０１２０－００７－８８２（サービス番号「７番」）
住　　所 ： 〒500-8812　岐阜市美江寺町２丁目４番地３
なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください
ホームページアドレス　https://www.shoushin.co.jp
苦情等のお申出は当組合のほか、しんくみ相談所でも受付けています
【しんくみ相談所（(社)全国信用組合中央協会)】
受 付 日 ： 月曜日～金曜日（祝日および金融機関休業日を除く）
受付時間 ： 午前９時～午後５時
電　　話 ： ０３－３５６７－２４５６
住　　所 ： 〒104-0031　東京都中央区京橋１－９－５</td></tr>
</table>

	・紛争解決措置 岐阜県弁護士会　示談あっせんセンター（０５８－２６５－００２０）、東京弁護士会　紛争解決センター（０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会　仲裁センター（０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会　仲裁センター（０３－３５８１－２２４９）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申出ください
14. その他参考となる事項	・この商品は預金保険制度の対象です ・保険事故が発生したときに、借入金債務との相殺が可能です ・金利情勢等により、取扱期間中に大幅な金利変動があった場合には、取扱を中止することがあります ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します

岐阜商工信用組合